

平成 3 1 年 3 月 5 日 開会

平成 3 1 年 3 月 2 2 日 閉会

平成 3 1 年

第 1 回 定例会 会議録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成31年第1回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第23号

平成31年第1回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月26日

小豆島町長 松本 篤

記

- 期 日 平成31年3月5日（火）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 平成31年3月5日（火曜日）午前 9時30分

閉 会 平成31年3月22日（金曜日）午後 3時03分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	3月5日	3月6日	3月20日	3月22日
1	藤 本 傳 夫	○	○	○	○
2	三 木 卓	○	○	○	○
3	大 下 淳	○	○	○	○
4	森 弘 章	○	○	○	○
5	藤 井 孝 博	○	○	○	○
6	中 松 和 彦	○	○	○	○
7	大 川 新 也	○	○	○	○
8	柴 田 初 子	○	○	○	○
9	森 崇	○	○	○	○
10	森 口 久 士	○	○	○	○
11	安 井 信 之	○	○	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○	○	○
13	浜 口 勇	○	○	○	○
14	谷 康 男	○	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	松 本 篤	○	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	濱 田 茂	○	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○	○	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○	○	○
健康づくり福祉課長	岡 本 達 志	○	○	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○	○	○
商 工 観 光 課 長	近 藤 伸 一	○	○	○	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○	○	○	○
農 林 水 産 課 長	山 本 重 敏	○	○	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○	○	○
オ リ ー プ 課 長	丸 本 秀	○	○	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総一郎	○	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	入 倉 哲 也	○	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	小 野 努	○	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀

書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別 紙 の と お り

平成31年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告1号 専決処分の報告について
（草壁地区改良住宅外壁改修等工事(D工区)に係る工事請負契約の変更について）
（町長提出）
- 第5 議案第1号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
（町長提出）
- 第6 議案第2号 小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり
条例について
（町長提出）
- 第7 議案第3号 小豆島町林業振興対策基金条例について
（町長提出）
- 第8 議案第4号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第9 議案第5号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び
小豆島町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第10 議案第6号 小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につい
て
（町長提出）
- 第11 議案第7号 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
（町長提出）
- 第12 議案第8号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴う関係条例
の整備に関する条例について
（町長提出）
- 第13 議案第9号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第14 議案第10号 小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について
（町長提出）

- 第15 議案第11号 小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第16 議案第12号 小豆島町農業委員会の委員の任命要件について (町長提出)
- 第17 議案第13号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (町長提出)
- 第18 議案第14号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更
に関する協議について (町長提出)
- 第19 議案第15号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第20 議案第16号 平成31年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第21 議案第17号 平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第22 議案第18号 平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
(町長提出)
- 第23 議案第19号 平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第24 議案第20号 平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)
- 第25 議案第21号 平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第26 議案第22号 平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 (町長提出)
- 第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)

平成31年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月6日（木）午前9時30分 開議

- 第1 「議案第1号. 教育委員の任命につき同意を求めることについて」から「諮問第1号. 人権擁護委員候補者の推薦について」までに対する質疑、討論、採決及び委員会付託

平成31年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月20日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問 10名

平成31年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月22日（金）午後1時 開議

- 第1 議案第3号、議案第13号及び議案第16号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第2号及び議案第17号～22号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第2号～3号、議案第13号及び議案第16号～22号に対する討論及び採決
- 第4 議案第23号～36号 農業委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 第5 議案第37号 小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第6 議案第38号 平成30年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）（町長提出）
- 第7 議案第39号 平成30年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）（町長提出）
- 第8 議案第40号 平成30年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(町長提出)
- 第9 議案第41号 平成30年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算
（第1号）（町長提出）
- 第10 発議第1号 小豆島町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
(議員提出)
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について (特別委員会委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語は慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

平成31年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成31年度における当初予算、条例の制定や一部改正など重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定しておりますので、十分ご審議いただきますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程につきましては、去る2月26日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月20日に開催されました香川県町村議会議長会第70回総会におきまして、全国町村議会議長会表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、鍋谷真由美殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町 鍋谷真由美殿

あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

（拍手）

○議会事務局長（久利佳秀君） 同じく、全国町村議会議長会表彰、森崇殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町 森崇殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

(拍手)

○議会事務局長（久利佳秀君） おめでとうございます。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（谷 康男君） それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、専決処分の報告1件、人事案件2件、条例案件10件、その他案件4件を本日ご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の平成31年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月5日以降2月25日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、11番安井信之議員、12番鍋谷真由美議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と明日3月6日、20日及び22日とし、会期は本日から3月22日までの18日間をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月22日までの18日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、町長施政方針を議題とします。

町長から平成31年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（松本 篤君） 平成31年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、平成31年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（谷 康男君） ただいま町長から平成31年度の施政に関する所信が述べられましたが、これに対する質問は3月20日の一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は35分とします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（谷 康男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告（草壁地区改良住宅外壁改修工事（D工区）に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第1号、工事請負契約に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

平成30年9月定例会において議決いただきました草壁地区改良住宅外壁改修工事（D工区）に係る工事請負契約について、工事内容の一部が変更なったことにより、変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 報告第1号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお開きください。

本件につきましては、昨年の9月12日開催の平成30年第3回定例会で議決いただきました国道436号線の南側にあります草壁地区改良住宅外壁改修等工事（D地区）ですが、当初8,586万円で契約しており、予定価格5千万円以上の工事請負費でありますので、議会の議決に付すべき契約となっております。工事着工後、現場精査によりまして、2ページの変更概要に記載しておりますように、足場、塗装面積や外壁爆裂部等の増減が発生いたしました。結果、8,603万1,720円となり、当初契約額より17万1,720円の増額となりましたことから、地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の議決した契約の10%以内の変更契約でございますので、平成30年12月28日付で工事請負変更契約締結について専決処分させていただいたものでございます。

したがいまして、同条第2項の規定に基づきまして、議会にご報告するものでございます。以上、簡単ですが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） 以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

- |       |        |                                                                        |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 教育委員の任命につき同意を求めることについて                                                 |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例について                                   |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 小豆島町林業振興対策基金条例について                                                     |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について                                         |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第10 議案第 6号 小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第11 議案第 7号 小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴  
う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議案第 9号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 日程第15 議案第11号 小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 小豆島町農業委員会の委員の任命要件について
- 日程第17 議案第13号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第18 議案第14号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の  
一部変更に関する協議について
- 日程第19 議案第15号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第20 議案第16号 平成31年度小豆島町一般会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算
- 日程第27 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第5、議案第1号教育委員の任命につき同意を求め  
ることについてから日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括  
上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第5、  
議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてから日程第27、諮問第1号人  
権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本 篤君） 議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、真砂高昭氏は平成31年5月11日をもって任期の満了となりますが、同氏の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも教育委員として適任者であり、引き続き教育委員に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 上程議案集の3ページをお願いいたします。

議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明させていただきます。

現教育委員会委員、真砂高昭氏が平成31年5月11日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定により、真砂高昭氏を引き続き任命したいので、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、小豆島町池田2344番地、氏名、真砂高昭でございます。生年月日、昭和29年10月18日、64歳でございます。

1枚めくって4ページをお願いいたします。

真砂高昭氏の略歴ですが、昭和52年3月に日本大学理学部卒業後、同年4月に高松市立四番丁小学校講師に採用されました。その後、内海中学校教頭、苗羽小学校教頭、土庄小学校教頭等を歴任され、平成27年3月に定年退職された後、平成29年5月から現在まで任期調整のため2年間、小豆島町教育委員に任命されました。なお、今回の任期は平成31年5月12日から35年5月11日までの4年間となっております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されたことに伴い、小豆島町といたしまして

も、障害のある、なしにかかわらず、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを目指して、本条例を新たに制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 議案第2号小豆島町障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくり条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお願いいたします。

本条例は、先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、障害者差別解消法が施行されたことに伴い、新たに条例を制定し、障害の有無にかかわらず、全ての町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指そうとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、ただいま申し上げました条例制定の目的を掲げております。

第2条は、用語の定義でございます。第1項において障害のある人を、第2項において社会的障壁を、第3項において障害を理由とする差別を、第4項は合理的配慮について定義づけをしたものでございます。

第3条は、基本理念でございます。障害を理由とする差別を解消するため、次の4点を基本に取り組むこととするものでございます。第1号から第4号にかけて、全ての町民が個人の尊厳を尊重し、尊厳にふさわしい生活が保障されること、町、町民、事業者、その他関係機関がそれぞれの役割を果たすこと、また障害及び障害のある人に対する理解を深めること、障害のある人の社会参加の促進を図ることを定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4条から第7条は、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりに向け、基本理念に基づき、町、町民、事業者、それぞれの果たすべき役割について規定したものでございます。

第4条は町の責務について、第5条は町民、事業者の役割を規定したものでございます。

第6条で障害等に対する理解の促進、差別の解消に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう規定するとともに、第7条で差別の禁止をうたったものでございます。

第8条から8ページの第13条までは、障害を理由とする差別に関する事案についての相談及び解決のための体制についての規定でございます。具体的には、障害を理由とする差



別事案の相談窓口を設置するとともに、解決に向け、助言またはあっせんの実施、従わない場合の勧告、公表の手続について規定するものでございます。

第14条は、町が必要な助言、あっせんを行うことの適否について審議するための調整委員会の設置に関する規定でございます。

第15条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとするものです。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行することとしております。

あわせて、9ページになりますが、小豆島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、別表第1に障害者差別に関する調整委員会委員を加え、報酬の額を日額6千円、ただし3時間以内の会議等は4千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成31年度から交付される森林環境譲与税を林業振興に活用できるよう、林業振興対策基金を設置しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 議案第3号小豆島町林業振興対策基金条例につきましてご説明させていただきます。

上程議案集の10ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。平成30年度税制改正の大綱において森林環境譲与税の創設が決まり、平成31年度から自治体への譲与が開始されます。本税を活用し、林業の振興を図るために、林業振興対策基金条例を制定するものでございます。

まず、第1条は設置規定でございます。林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、この基金を設置するものです。

第2条は、基金として積み立てる額は一般会計の歳入歳出予算で定めるというものでございます。

第3条は、管理について基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有

利な方法により保管しなければならない。また、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものでございます。

第4条ですが、運用益金の処理について、基金の運用から生ずる収益は一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金設置の目的の範囲内で事業の経費に充て、またはこの基金に編入するものとするものでございます。

第5条ですが、処分について、町長は基金設置の目的のため、必要があるときは一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部または一部を処分することができるとするものでございます。

第6条は、委任について、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定めるとするものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。森林環境譲与税の用途につきましては、間伐や路網といった森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこととされています。すなわち、森林を抱える市町村においては、これまでさまざまな課題等により、手入れができていなかった森林における間伐、路網等の森林整備とこのための意向調査、さらに森林整備を担う人材育成や担い手の確保の取り組みを推進していくこととなります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第4号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第4号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の内容に沿って、関係する条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第4号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

上程議案集の11ページをお願いいたします。

本条例につきましては、平成30年8月の人事院勧告、10月の香川県人事院勧告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、職員の給与に関する条例のほか、2つの条例について改正を行うものでございます。

まず第1条、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正、第1の表中、第4条で規定しています給料表の改定を行っています。給料表につきましては、13ページ別表1以降から28ページまでになります。400円から1,500円の間で若年層に重点を置いた引き上げ改正を行っております。

次に、また11ページに戻っていただきまして、第17条におきましては宿直手当の改正を起こっております。

次に、12ページ、第18条の3、初任給調整手当につきましては、医師の処遇を確保する観点から、増額改定を行っております。

次に、第21条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の額を0.05月分引き上げ、第2号の改正は再任用職員の勤勉手当の額を同じく0.05月分引き上げる改正でございます。

次に、ページ飛びますが、28ページからの第2の表での改正でございますが、第20条、21条は再任用及び再任用以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給額について、6月支給分と12月支給分を同額にするための改正でございます。

次に、29ページ、下段の別表第1の改正につきましては、行政職給料表及び医療職給料表(2)について、それぞれ5級に8号給を増設をいたしております。

次に、31ページ、第2条の小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の改正に伴いまして、超過勤務命令の上限が規定されたことから、上限時間等の規定を規則に委任するための改正でございます。

その下の第3条の小豆島町職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員やその他の地方公共団体の職員との均衡を考慮し、夜間看護手当及び夜間介護手当に所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条第1の表は公布の日から施行し、適用は平成30年4月1日からとなっております。また、第1条第2の表、第2条及び第3条につきましては、平成31年4月1日からの施行となっております。以上で私のほうから説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（谷 康男君）** 次、日程第9、議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第5号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の支給率について、国及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

上程議案集の33ページをお願いいたします。

本条例改正につきましては、小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と小豆島町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の2つを改正するものでございます。

議会議員と特別職の期末手当の支給率につきましては、一般職の改定があった場合に、これにあわせて行っているもので、今回の一般職と同じく0.05月分を引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同額とするための改正もあわせて行うものでございます。

議会議員の改定につきましては、第1条第1の表、第5条で期末手当の月数を規定する町の一般職の期末手当の条文第20号第2項の12月支給分の読みかえを100分の155から100分の160への改正を行い、0.05月分の引き上げを行っております。

次に、1ページめくっていただきまして、第2の表では先ほどと同じく第5条で一般職の期末手当の条文第20号第2項の読みかえに所要の改正を行い、6月支給分100分の140、12月支給分100分の160であったものを6月、12月支給分ともに100分の150に変更するものでございます。

なお、第1の表は平成30年12月1日より適用し、第2の表については平成31年4月1日より施行するものでございます。

また、34ページ下段の第2条小豆島町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましても、議会議員と同様の改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第6号小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第6号小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成28年3月に改正した町税条例の未施行部分の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案第6号小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

議案集の39ページをお願いいたします。

本条例につきましては、平成28年の専決により改正しました一部改正条例である条例17号の一部を改正する条例です。そのもとの一部改正条例は、消費税率の改正に伴い、地方税制上の所要の改正を行う条例で、軽自動車税環境性能割の創設を含んでおります。県税である自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割を創設し、従前の取得税の例により、取得時に一度だけ賦課徴収することとなっております。県下統一の取り扱いを行うため、県に全面委任を行えるよう条文を追加する改正でございます。ご覧のとおり、附則15条の2の次に15条の2の2を条文として追加させていただきます。

この非課税の対象となる軽自動車ですが、大きく分けて3つの分類ができます。第1は所有者による非課税で、公共団体が所有するものです。小豆島町における具体的な例で申しますと、国の海上保安署所有のもの、県の県警と試験場等の所有のもの、小豆島町消防署、病院企業事業団所有のものとなっております。あと、規定では日本赤十字社の血液輸送用の軽自動車も対象ですが、現在のところ予定はありません。

第2点目は、軽自動車の環境性能による非課税でございます。電気自動車及び天然ガス自動車が対象になりますが、現在日本では該当する軽自動車は1車種しか生産されておられません。ただ、今後この継続は開発が見込まれるものと思います。

第3点目につきましては、取得形態による非課税でございます。相続により名義を変更する軽自動車税については非課税の取り扱いとしております。

また、この条例の施行の日であります。公布の日としておりますが、改正もとの条例自体が平成31年11月1日の施行となっております。以上、概略を説明させていただきました。失礼します。

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第7号小豆島町放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第7号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、学校教育法の一部が改正され、専門職大学制度が設けられたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 教育部長。

○教育部長（後藤正樹君） 議案第7号小豆島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の38ページです。

本条例は、平成31年4月1日から学校教育法の改正により、専門職大学制度が設けられることに伴い、専門職大学の前期課程修了者を放課後児童支援員の基礎資格を有する者として定めるものでございます。

表の左側、改正後に示しておりますとおり、第10条第3項第5号に（当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）を加えるものでございます。

附則として、平成31年4月1日から施行するとしております。

なお、この条例は厚生労働省が厚生労働省令で定めた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に沿った条例でございまして、厚生労働省令の一部改正にあわせて一部改正するものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第8号小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第8号小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

重度心身障害者等医療費の支給対象を県内のほかの市町と同様になるよう拡充し、その自己負担分の窓口無料化を実施できるよう、関係する条例に所要の改正を行うものでござ

います。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 議案第8号小豆島町重度心身障害者等医療費支給の現物給付化に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の40ページをお願いいたします。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は重度心身障害者等医療費の支給対象に身体障害者手帳4級所持者と療育手帳Bの所持者を追加するとともに、県内の医科、歯科、調剤、訪問看護に係る医療費の助成について、保険診療分の自己負担額を無料とする現物給付方式に変更するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第1条は、小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の改正でございます。

第2条第1項第1号は、重度心身障害者等医療費の支給対象者に身体障害者手帳4級を加えるもの、第2号は療育手帳の交付を受けた者とするもので、これまで支給対象外であった療育手帳Bの所持者を支給対象に加えるものでございます。

第2条第2項は、保険診療分の自己負担額を無料とする現物給付方式に変更するため、対象となる保険医療機関等の定義を明確化するものでございます。

41ページをお願いいたします。

第3条は、支給対象者の規定でございます。医療費の助成制度には、重度心身障害者等のほか、中学校卒業までの子供、ひとり親家庭等の3つを対象とした制度がありますが、これら医療費助成に重複して該当する方について、適用する制度の優先順位を設けております。優先順位は、町の財政負担を考慮し、県等の補助があるものを優先することとしております。具体的には、小学校就学までは子ども医療費を優先し、小学校就学以降は重度心身障害者等医療費制度、ひとり親家庭、子ども医療の順に適用するものでございます。このため、第3条第2項第2号において、小学校就学前までの児童については、子ども医療費を適用する旨を規定したものでございます。

42ページをお願いいたします。

第6条は、第1項において保険診療分の自己負担額を無料とする現物給付方式に変更することを規定し、第2項において現物化した自己負担額の保険医療機関等への支払い等を

国民健康保険団体連合会に委託することができる旨を規定したものでございます。

第2条は、小豆島町子ども医療費助成に関する条例の改正でございます。

第1条の小豆島町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の改正と同様に、適用する医療費助成制度の優先順位をつけるものでございます。

43ページをお願いいたします。

第3条第2項第2号において、子ども医療費に関しては小学校就学から中学校卒業までは重度心身障害者等医療費を優先する旨を規定したものでございます。

次に、第3条小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の改正でございます。

この改正につきましても、重度心身障害者等医療費、子ども医療費と同様に、適用する医療費助成制度の優先順位をつけるものでございます。

44ページから45ページにかけて、第3条第2項第3号において、ひとり親家庭等医療費に関しても、重度心身障害者等医療費を優先する旨を規定したものでございます。

このほかの改正につきましては、今回の改正に関して必要となることを定義づけるとともに、字句等の修正を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成31年8月1日から施行することとし、また経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前に受けた保険給付に係る医療費の支給につきましては、なお従前の例によることとするものでございます。

なお、施行日につきましては、システム改修や医療機関等への周知に一定の時間を要すること、また受給者証の再認定を8月に行っていること等から、土庄町とも協議の上、8月1日としたものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、消費税が平成31年10月から10%に改定されることに伴い、介護保険料を軽減することとしたため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第9号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条



例についてご説明申し上げます。

上程議案集の47ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は平成31年10月の消費税の引き上げに合わせて、消費税の増税分を財源として公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減強化が行われることから、所要の改正を行うものでございます。

介護保険料の軽減は、非課税世帯の第1号被保険者を対象に平成31年度から平成32年度までの保険料を2.5%から12.5%の範囲で軽減を行うものでございます。軽減の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第2条第2項は、第1項第1号に該当する方、生活保護の受給者または住民税非課税世帯で本人の年金等の収入額が80万円以下の方について、保険料を年額3万1,110円から2万5,920円に軽減するものでございます。

同条第3項は、第1項第2号に該当する方、住民税非課税世帯で本人の年金等の収入額が80万円を超え、120万円以下の方について、年額4万3,200円から3万8,880円に軽減するものでございます。

続いて、第4項は第1項第3号に該当する方、住民税非課税世帯で本人年金等収入額が120万円を超える方について、保険料を年額5万1,840円から5万120円に軽減するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行期日については政令の公布に合わせるため、規則に委任することとし、また経過措置といたしまして、この条例による改正後の第2条の規定は平成31年度分の保険料から適用することとし、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

起業家支援については、国において新たな支援制度が創設されることとなったため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 議案第10号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の50ページ、51ページになります。

提案理由の詳細でございますけれども、国では来年度から東京一極集中の是正と地方の担い手不足の対策、こちらを目的として東京圏以外の地域での起業家への支援制度及び東京圏からの移住者に対する移住支援制度がそれぞれ創設されます。そのため、本条例中の起業家また移住者に対する支援と一部重複するところがございますので、助成金額の見直しを行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますが、まず第2条でございますけれども、定義になってございます。移住者の枠を廃止しますことから、第11号の移住者の定義について削除するものでございます。

次に、第8条第2項、起業家等に対する助成金は助成対象経費の2分の1以内で50万円以上、500万円以下とありますものを50万円以上、300万円以下とするものでございます。

同条第3項につきましては、助成対象者を移住者としてございますので、移住者枠の廃止により削除するものでございます。

次に、附則につきましては、平成31年4月1日から施行すると定めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第11号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第11号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、町営住宅に入居する際の条件を緩和することとしたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第11号小豆島町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の52、53ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、町長からご説明ありましたとおり、入居者の資格要件と連帯保証人の人数と資格要件について改正を行うものでございます。

まず、入居者の資格要件でございます。現在、入居者は町内に住所または勤務していることという入居の資格要件がございます。この資格要件ですと、町内に既に住んでいるか、もしくは町内で勤務しているということが必須でございますので、Uターン、Iターン、Jターン等の方々の入居が不可能でございました。ということから、今回この資格要件を撤廃するものでございます。

新旧対照表でいきますと、入居者の資格という第5条の第1項第2号にありますとおり、「町内に住所または勤務場所を有し」を「町内に居住を必要とする者」というふうに改正いたします。

次に、連帯保証人の人数と資格要件についてでございます。現在、連帯保証人は2名で、町内に居住していることが要件となっております。この人数を2名から1名に、また居住要件につきましても、町外居住者でも可能とするものでございます。連帯保証人ですが、国土交通省等から近年身寄りの少ない単身高齢者が全国的に増加しており、連帯保証人の確保がなかなか難しいということが懸念されております。そんなことから、住宅の困窮者の入居に支障が出ないように、保証人の規定を解除するなど地域の実情を勘案して適正に処理するよう求められているところでございます。また、香川県や近隣の市町村自治体では、連帯保証人を1名としておりますことから、今回小豆島町につきましても、同様に1名にするものでございます。

また、保証人の住所要件につきましても、先ほどのIターン、Jターン者とか近隣自治体から小豆島町へ勤務している者などは本町内に居住している保証人を立てることが困難な場合がございます。こういった場合に、町外者でも可能とするという2つの改正をするものでございます。

新旧対照表でいきますと、入居の手続ということで、第10条第1項第1号の規定にあります町内に居住し、かつ入居決定者と同程度以上の収入を有する者で2人という2つを改正します。詳細につきましては、規則のほうに委任するような形で改正をするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第12号小豆島町農業委員会の委員の任命要件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第12号小豆島町農業委員会の委員の任命要件について提案理由のご説明を申し上げます。

農業委員を任命するに当たって、認定農業者等が農業委員の過半数を占めることと定め

られていますが、本町では認定農業者等が少ないため、農業委員の過半数を認定農業者等、または農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する者とする者について、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（山本重敏君） 議案第12号小豆島町農業委員会の委員の任命要件につきましてご説明をさせていただきます。

上程議案集の54ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございまして、農業委員の任命に当たっては下段の根拠法令になりますが、農業委員会等に関する法律第8条第5項で認定農業者である個人または法人が農業委員の過半数を占めなければならないと規定されておりますが、以下ただし書きに認定農業者が少ないなど政令で定める場合であれば例外を適用できることとなっております。つまり、認定農業者が少ない市町では、過半数を占めるという要件は厳しいので、例外を認めるというものでございます。

農業委員会等に関する法律施行規則の第2条で、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合が規定されております。内容は、当該農業委員会の区域内の認定農業者の数が農業委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合、本町の場合ですと、委員定数が14名なので、8倍だと112名となりますが、本町の認定農業者数は31なので、この下回る場合に該当します。このため、任命に当たっては、施行規則の第2条第1項を適用し、認定農業者であった者など認定農業者に準ずる者を含んで過半数としたいということでございます。これを適用する際には、議会のご同意をいただくこととなっておりますことから、お願いするところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第17、議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について提案理由を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、内海港草壁地区埋立事業の第1工区公有水面埋め立てが竣工したことに伴い、新たに生じた土地の確認をし、隣接する字に編入するに当たり、地方自治法第9条の5及び第260条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い

申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第13号新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の56、57ページをお開きください。

こちらは、昨年の6月議会におきまして、用途等の変更の同意をいただきました草壁港沖の埋め立てについてのものでございます。

こちらは、香川県のほうで6月以降造成、最終仕上げの工事を行ってまいりましたが、この31年1月16日に一部の公有水面埋め立ての竣工の認可を受けました。これによりまして、小豆島町内に新たに土地が生じたので、地方自治法第9条の5第1項に基づきまして、新たに生じた土地を確認し、第260条第1項に基づきまして、新たなこの土地を字の区域に編入するものでございます。この2件につきまして、議会の議決の必要がございますのでお願いするものでございます。

今回、新たに生じた土地につきましては、56ページの表にあります。左の欄に記載してあります香川県小豆郡小豆島町草壁本町字下川西615番33から615番36まで、及び615番103に隣接する水路に隣接する無番地の地先公有水面で、面積が4万1,097.92平方メートルでございます。この土地を右の欄にあります小豆郡小豆島町草壁本町字下川西の区域を変更し、当該字にこの埋立地を編入しようとするものでございます。

58、59ページをお開きください。

58ページ、グレーに塗ってる部分が今回埋め立ての竣工の認可を受けたところを示しております。今後、分譲を行う土地であります左側約半分と、それに行きます進入道路のグレーに塗ってる部分を示してございます。58ページは、区域を示しております、斜線部分が今回ご議決をお願いしようとするものでございます。58ページの左上に表がありますのは、今回の土地の用途と面積を示しております。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第18、議案第14号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第14号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、高松市と小豆島町との間におい瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するに当たり、地方自治法第252条の2第4項の規定に

基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第14号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。上程議案集の60ページをお開き願います。

まず初めに、連携中枢都市圏の概要につきましてご説明申し上げます。

連携中枢都市圏につきましては、人口減少と少子・高齢化の社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとする中で、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、平成26年に総務省において制度化されたものです。具体的に申し上げますと、政令指定都市あるいは中核市等、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで都市圏を形成し、1、圏域の経済成長、2、都市機能の集積強化、3、生活関連機能サービスの向上等を目指すものでございます。本町におきましては、平成28年2月に連携中枢都市である高松市と瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結し、これまで瀬戸内国際芸術祭を初め、夜間の救急艇の運航や小学生のミュージカル鑑賞などを中心に連携事業を推進してきたところでございます。このたび、31年度より高松市が中心になって構想を進めていきますデータ利活用スマートシティー推進事業を連携事業として取り組んでいくことになったため、連携協約の一部を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、新旧対照表の変更後をご覧いただきたいのですが、一番上にあります括弧書き、連携を図る事務並びに取り組み内容、及び役割分担の内容に上から8行目に記載しております（イ）ICTインフラ整備を追加し、圏域住民の利便性向上を図るため、ICTインフラ整備や各種連携事業への活用に取り組むものでございます。ICTとは、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略でございますが、ごく簡単に言いかえますと、情報通信技術とお考えいただければと存じます。現在、総務省ではコンピューターの利活用に加え、人と人、人と物を情報通信技術で結び、新しいコミュニケーションの実現を重要視して各種政策を進めております。これを受けて、現在高松市では防災対策の強化を図るため、河川や護岸に水位や潮位を観測するセンサーの新たな設置、あるいはスマートフォンを活用した避難者情報把握システムの構築などを検討しておりますが、今後高松市の進捗状況を確認しながら、本町の防災対策においても効果が高い

と思われる事業につきましては、高松市や土庄町との連携を高めながら検討してまいりたいと考えております。また、観光分野におきましても、GPS機能を活用し、レンタサイクルの利用動態から観光客の動きを分析し、新たな観光戦略につなげる取り組みも構想されていると高松市のほうから伺っております。このほか、高齢者の安否確認や住民の健康づくりにおいて、ICT、いわゆる情報通信技術を活用したスマートシティ構想の実現に向けた取り組みが31年度以降、徐々に展開されていく予定でございます。本町におきましても、救急艇の運航事業などこれまで同様住民生活とかがわりが深く、より効率的で効果的な事業につきましては、高松市と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

最後に、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏につきましては、高松市と小豆島町のほか、土庄町、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、綾川町の3市5町で構成されておまして、全ての市町におきまして、本連携協約の変更が議会に上程されておりますことを申し添えさせていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第14号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部変更に関する協議についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第19、議案第15号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第15号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第15号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。上程議案集の62ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきまして

は、旧村単位または字単位で19辺地に区分いたしております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、草壁、安田、坂手の3つの辺地において新たに計画を策定するとともに、池田、三都、苗羽の3つの辺地において計画変更をするものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明申し上げます。

1枚めくっていただき、64ページをお開き願います。

草壁辺地の計画策定でございます。

まず初めに、草壁公民館屋根改修等事業についてご説明申し上げます。

ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の中段にありますように、近隣住民が広く利用をし、交流の拠点となっている草壁公民館は経年劣化が進み、屋根や外壁の損傷が激しい危険な状況になっております。このため、改修工事を実施して、多世代が集う交流拠点としての安全確保を図るものでございます。ページ下の表にありますように、事業費は2,029万6千円を予定しており、その財源として表の右端に記載しております辺地対策事業債を2,020万円活用するものでございます。

次に、その下の地域消防力強化事業についてご説明申し上げます。

これも同じくページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、消防力の充実強化を図るため、草壁分団の可搬ポンプを更新いたします。先ほどと同じページ下の表にありますように、事業費は140万円を予定しており、事業費に対して辺地対策事業債を140万円活用するものでございます。

次に、ページをめくっていただき、65ページの安田辺地の計画策定でございます。

安田辺地では、ため池耐震化整備事業を計画いたしておりますが、事業費の詳細につきましては、後ほど池田辺地の計画変更の中でご説明申し上げます。なお、安田辺地の該当事業、該当箇所につきましては、夫婦下池と三五郎池、こちらのほうが事業対象となっております。

続いて、66ページ、坂手辺地の計画策定でございます。

ここでは、橋梁長寿命化事業についてご説明申し上げます。ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の一番下に記載しておりますとおり、老朽化の進んだ橋梁の安全確保を図るため、坂手観音川橋梁の長寿命化工事を実施するものでございます。ページ下の表にありますように、事業費は800万円を予定しており、事業費に対して辺地対策事業債を同額の800万円活用するものでございます。

続いて、ページを2枚めくっていただき、69ページの池田辺地でございます。



今回、計画に追加する事業につきましては、70ページ、一番上の③地域消防力強化事業から⑤ため池耐震化整備事業の3つでございます。まず、地域消防力強化事業についてご説明申し上げます。

消防力の充実強化を図るため、浜条地区に防火水槽を新たに整備するものであります。表の真ん中にありますように、事業費は1,437万7千円を予定しており、事業費に対して辺地対策事業債を1,430万円活用するものでございます。なお、31年度予算につきましては、用地購入費として57万7千円を予定しており、その財源として50万円を充当する計画にいたしております。なお、本体工事の着手につきましては、平成32年度以降を予定いたしております。

次に、町道宮の浦線改良事業についてご説明申し上げます。

池田小学校に隣接する形で現在県立の特別支援学校の整備が進められておりますが、通学路等を確保するため、町道の改良事業を実施するものであります。表にありますように、事業費は1,852万円を予定しており、特定財源として県補助金を648万2千円充当し、町の負担分1,203万8千円に対して、辺地対策事業債を1,190万円活用するものでございます。なお、31年度予算につきましては、現地の測量試験あるいは用地購入に要する費用として148万円を計上いたしております。そのうち90万円の辺地対策事業債の活用を計画しております。工事期間につきましては、32、33年度の2年間を予定いたしております。

次に、ため池耐震化整備事業についてご説明申し上げます。

近い将来、発生が予想されております地震等の自然災害に備え、中小規模ため池の耐震化整備を計画するものでございます。現在、香川県において受益面積が2ヘクタール以上で貯水量10万トン未満のため池のうち、住民生活に影響が大きい水元、奥ノ坊、巽、夫婦下、三五郎、今坂の6つのため池につきまして、耐震性点検調査が実施されております。その結果が出た後に、耐震化整備事業を実施するものでございます。池田辺地につきましては、水元池、奥ノ坊池、巽池を事業対象といたしております。表の一番下にありますように、県へ負担する事業費552万5千円のうち、85万円は受益者の負担金であり、467万5千円が町の負担となり、そのうち460万円を辺地対策事業債として活用するものでございます。本事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、安田辺地あるいは後から出てくる苗羽辺地を含めまして、一括計上させていただいており、31年度予算では552万5千円のうち、195万円の実行を予定いたしております。

続いて、ページを2枚めくっていただきまして、73ページ、三都辺地の計画変更でございます。

今回、変更になりますのは74ページの表の一番下になります農道整備事業でございます。農業の持続的な発展のため、蒲野地区の農道改良工事を今年度から行っておりますが、農道の隣接地の地上げ等工事、こちらが必要になったことから、事業費を1,703万8千円から1,820万円に増額し、あわせて辺地対策事業債を50万円増額し、900万円にするものでございます。

次に、ページを1枚めくっていただき、76ページの苗羽辺地でございます。

今回の計画変更は、ページ下にある①地域消防力強化事業の事業費を増額するのに加えまして、②橋梁長寿命化事業と③ため池耐震化整備事業を新たに追加させていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、77ページの表をご覧ください。

一番上の地域消防力強化事業につきましては、防火体制の充実強化に取り組むため、防火水槽の整備と苗羽分団の小型ポンプを更新するものでありますが、このうち防火水槽の工事に係る労務単価の上昇等に伴い、事業費を1,421万4千円から1,507万3千円とし、85万9千円と増額するものでございます。また、事業費の増額に伴いまして、辺地対策事業債も80万円増額し、1,420万円にするものであります。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、老朽化が進んでおります橋梁の長寿命化を進めるため、31年度に馬木川1号橋の改良工事を実施するものでございます。事業費3,820万円のうち、特定財源として国庫補助金が2,485万2千円、残りの町負担分1,334万8千円に対して辺地対策事業債を1,330万円活用するものでございます。

最後に、ため池耐震化整備事業につきましては、池田辺地でご説明申し上げたとおりでございます。苗羽辺地では今坂池を事業の対象といたしております。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 暫時休憩します。再開は午後1時、13時とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時57分

○議長（谷 康男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、日程第20、議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算から日程第26、議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算について提案理由の

ご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成31年度一般会計特別会計当初予算書及び説明書並びに各企業会計予算書の最初に添付しております。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は97億5,400万円となっております。予算の内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第17号から議案第21号で提案しております特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計19億9,294万3千円、後期高齢者医療事業特別会計2億9,250万5千円、介護保険事業特別会計20億5,576万5千円、介護サービス事業特別会計7,098万円、介護予防支援事業特別会計580万円となっており、議案第22号で提案いたします介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては事業収益4億6,245万6千円、事業費用4億6,400万6千円となっております。

各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長から順次説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第16号平成31年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、平成31年度予算の編成方針でございますが、昨年4月に松本町長が就任以来、初めての当初予算編成となる平成31年度当初予算につきましては、松本町長の掲げる人が集い元気な町の実現に向けて、健康福祉の町、定住交流の町、産業の町、教育文化の町、行財政改革の推進という施策の5本柱に積極的に取り組むとともに、事務事業評価などをもとに行財政改革の着実な一歩を踏み出し、持続可能な財政基盤の実現に取り組むことを念頭に年間総合予算として編成したところでございます。

それでは、当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ97億5,400万円と定めるものでございます。対前年度としましては、18億2,100万円、23%の増でございます。

第2条は、債務負担行為の規定でございます。事項、期間及び限度額を6ページの第2表債務負担行為のとおり定めるものでございます。

第3条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページの第3表地方債のとおり定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れの最高額を例年と同額の5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができることとしております。こちらも例年と同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げますが、当初予算につきましては連合審査会において詳しくご審議がなされることと存じますので、本日は予算書にあわせて配付しております資料に基づきまして対前年度増減及びその理由についてご説明をさせていただきます。

あわせて、配付しております資料の2ページ、資料2をお願いいたします。資料の2ページでございます。よろしいでしょうか。こちらのページでございます。

それでは、前回前年度の当初予算につきましては骨格予算でございましたので、今回主に投資的事業に関する歳入歳出については大きな変動がございます。まず、歳入予算でございます。2ページの平成31年度一般会計歳入予算総括表をお願いいたします。

1款町税は15億152万9千円、対前年度866万9千円、0.6%の減でございます。減の要因でございますが、軽自動車税が新規検査年月から13年を経過した重課車両の増や10月の消費増税に合わせまして、環境性能割課税が始まることから、301万8千円の増、町たばこ税が旧三級品に係る特例税率の段階的廃止によりまして、158万7千円の増となった一方で、法人税割の減収見込みなどによりまして、町民税が600万8千円の減、土地の時点修正や家屋の評価がえ等によりまして、固定資産税が689万4千円の減となったことが主な要因となっております。

2款地方譲与税6,348万1千円から5款株式等譲渡所得割交付金760万円までは、多少の増減はございますが、今年度の実績見込み額等を勘案して計上したところでございます。

なお、2款地方譲与税では、金額的には120万1千円とわずかではございますが、森林環境譲与税、こちらが新たに新設をされております。

次に、6款地方消費税交付金は2億8,080万円、対前年度580万円、2.1%の増でございます。ご存じのとおり、本年10月から消費税が8%から10%になりまして、このうち地方消費税は1.7%から2.2%になるわけでございますが、酒類や外食を除く飲食料品や週2回以上発行される新聞は軽減税率が適用されることとなっております。また、前回平成26年4月の消費増税と合わせた増税分は、人口案分で市町村に交付されまして、年金、医療、介護、子育てを含む社会保障経費に充てられることとなっております。今回の増税は、10月からでございますので、地方消費税交付金の市町村への交付のタイムラグがございまして、今回の増税分については四半期分のみを見込んだところでございます。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金326万3千円、対前年度73万7千円、18.4%の減でございますが、こちらは今年度の実績見込み等による計上でございます。

次に、8款自動車取得税交付金は835万円、対前年度835万円、50%の減でございます。こちらは、10月の消費増税にあわせて自動車取得税が廃止となるため、半年分を見込んだことによるものでございます。

9款環境性能割交付金525万2千円につきましては、10月の消費増税に伴い、廃止となります自動車取得税のかわりに環境性能割が創設されるため、新たな款を設けたものでございます。現行の自動車取得税は、登録車3%、軽自動車2%を本則税率として、燃費性能に応じた税率軽減制度が適用されております。環境性能割も考え方としては、同様でございますが、自動車の取得価格に対して燃費性能区分に応じて課税されることとなっておりますが、軽自動車分につきましては、県が徴収した後、市町村の軽自動車税環境性能割として納付されることとなっております。したがって、ここで言う環境性能割交付金は軽自動車を除く都道府県税分の47%が市町村に配分されるものでございます。

なお、本則税率は現行の自動車取得税と同じく登録車3%、軽自動車2%でございますが、本年10月の創設から1年間は特例税率を適用し、双方とも1%軽減されることになっておりますので、軽自動車の税率軽減による減収分については10款地方特例交付金で補填される措置がなされることとなっております。

10款地方特例交付金は569万円、対前年度168万6千円、42.1%の増でございます。こちらは、従前からの住宅ローン控除による減収補填分に加えまして、先ほど申し上げましたが、本年10月から創設される環境性能割の軽自動車分に係る軽減税率が適用される分の減収補填分がここで交付されるものでございます。

11款地方交付税37億1千万円、対前年度1億1千円、3.1%の増としております。内訳は、普通交付税33億円、特別交付税4億1千万円でございます。これは、普通交付税で1億円、特交で1千万円の増でございますけれども、地方財政計画における交付税出口ベースの伸びや地方債元利償還金算入額、また30年度の実績等を勘案して計上させていただいております。

12款交通安全対策特別交付金160万円につきましては、30年度の実績に応じまして対前年度20万円減の160万円としたところでございます。

13款分担金及び負担金は5,212万1千円、対前年度1,112万2千円、27.1%の増でございます。これは、分担金が中山間地域総合整備事業及び県営ため池耐震化整備事業の受益者分担金合わせて61万5千円の増、また負担金も旧内海庁舎の解体撤去にあわせまして、旧

消防内海分署の解体撤去を行うことに伴い、小豆地区広域行政事務組合からの負担金等が1,328万3千円の増となったことが要因でございます。

災害廃棄物処理計画策定事業を小豆島町が窓口となって策定することとなったため、土庄町からの負担金194万4千円が皆増となったことが主な要因でございます。

14款使用料及び手数料は2億656万3千円、対前年度942万3千円、4.4%の減でございます。こちらは、10月の消費増税にあわせて実施される幼児教育の無償化、それや定住促進住宅の入居者見込みの減などにより、使用料が922万3千円の減となったことが主な要因でございます。

15款国庫支出金は10億242万7千円、対前年度5億1,767万6千円、106.8%の増でございます。こちらは、冒頭申し上げましたとおり、投資的事業に関連する国庫補助金の増が主な要因でございます。金額の大きなものとしたしましては、一般廃棄物最終処分場整備事業や合併浄化槽設置整備事業に係る循環型社会形成推進交付金が3億2,887万円の増、都市下水路整備や草壁改良住宅の外壁改修、道路橋梁、空き家除却など多岐にわたる事業に係る社会資本整備総合交付金が1億3,254万5千円の増となっております。

16款県支出金は5億5,111万5千円、前年度比3,757万7千円、7.3%の増でございます。増の要因ですが、県負担金では給付費の実績増などにより、自立支援給付費負担金が563万9千円の増、県補助金では国の補正に係る前倒し配分により、平成29年度補正予算に計上され、平成30年度当初予算に計上されていなかった地籍調査費補助金が1,562万1千円の皆増、平成30年6月の肉づけ予算に計上され、当初予算に計上されていなかった海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金が665万円の皆増、また委託金では来年度は県議会議員選挙に加えまして、参議院議員選挙が予定されていることから、選挙費委託金が779万5千円の増となっております。

17款財産収入は1億471万5千円、対前年度6,926万4千円、195.4%の増でございます。こちらは、財産売払収入におきまして、10月の消費増税に伴う低所得者、子育て世帯対策として実施されますプレミアム商品券事業の商品券売払収入6,900万円を計上したことが主な要因でございます。

18款寄付金は1億1,071万1千円で、前年度と同額でございます。なお、ふるさと納税も前年度と同額の1億1千万円を計上いたしております。

19款繰入金は4億9,466万2千円、対前年度4,870万9千円、10.9%の増でございます。こちらは、財政調整基金繰入金を前年度比915万円の減の1億9,062万5千円とした一方、広域水道企業団の小豆島事務所が設置される予定の池田保健センターの改修や瀬戸内国際

芸術祭2019の開催など各種事業の財源として特定目的基金の活用を図ったことから、基金繰入金全体で対前年度4,540万9千円の増、また6月9日に任期満了となる財産区議会議員の選挙費用を各財産区にご負担いただくことから、財産区繰入金が330万円の増となったことが主な要因でございます。

20款繰越金は3千万円で、こちらは前年と同額でございます。

21款諸収入は3億2,565万2千円、対前年度2,184万3千円、7.2%の増でございます。こちらは、奨学資金貸付金の返還者数の増に伴いまして、貸付金元利収入が409万4千円の増となったこと、また広域水道企業団が実施する水道管布設替えに伴う路面復旧事業を同企業団から受託することに伴う受託事業収入が1,464万円の増となったことが主な要因でございます。

22款町債は12億7,430万円、対前年度10億1,870万円、398.6%の大幅な増でございます。これは、本体工事に着手することに伴います一般廃棄物最終処分場整備事業に係る町債が8億6,910万円の増、事業量の増によりまして都市下水路整備事業に係る町債が9,480万円の増、旧内海庁舎の解体撤去に係る町債が5千万円の増となったことが主な要因でございます。

地方債種別ごとの借入予定額は、過疎対策事業債10億5,550万円、辺地対策事業債5,010万円、合併特例債1億6,870万円となっております。いずれも元利償還金の70%ないし80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債を活用することといたしております。

なお、2町合併以来、活用してまいりました合併特例債につきましては、平成32年度以降借入可能額は2億3,490万円、残りわずかと見込んでおります。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

同じくお手元の資料の13ページをお願いいたします。平成31年度一般会計歳出性質別分類表でございます。性質別分類で増減額が1千万円を超えるもののみ、主な増減理由のご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1行目の人件費でございます。

16億534万1千円、対前年度2,764万2千円、1.7%の減でございます。こちらは、退職手当組合負担金の負担率が1000分の210から1000分の175に下がったことなどから、同負担金が3,427万5千円の減となったことが主な要因でございます。

次に、上から2行目の物件費でございます。

14億1,951万7千円、対前年度1億5,942万3千円、12.7%の増でございます。こちらは、新規事業として旧内海庁舎の解体撤去事業が6,349万5千円の増、瀬戸内国際芸術祭2019の開催経費が4,091万円の増、地籍調査事業が前年度事業費が国の補正の影響で前々年度に前倒し計上されていたことによって2,916万9千円の増、従前は補助費に計上されておりました予防接種委託料が分析見直しにより物件費に2,524万5千円計上されたことが主な要因でございます。

次に、上から4行目から7行目の普通建設事業費でございます。

まず、補助事業は13億8,418万6千円、対前年度12億2,809万2千円、786.8%の大幅増でございます。こちらは、一般廃棄物最終処分場整備事業が9億9,815万7千円の増、都市下水路整備事業が1億6,876万9千円の増、橋梁長寿命化事業が3,800万円の増、草壁地区改良住宅外壁改修事業、こちらが3,647万8千円の増となったことなどが主な要因でございます。

次に、単独事業でございますが、5億8,160万7千円、対前年度3億6,060万8千円、163.2%のこちらも大幅な増でございます。一般廃棄物最終処分場整備事業が2億5,190万5千円の増、道路維持補修事業が3千万円の増、草壁地区改良住宅外壁改修事業が2,996万4千円の増、草壁公民館屋根等改修事業が2,029万6千円の増となったことなどが主な要因でございます。

次に、県営事業でございます。5,340万円、対前年度1,398万9千円、35.5%の増でございます。こちらは、県営港湾事業の負担金が1,050万円の増、県営ため池耐震化整備事業負担金が195万円の増、県営中山間地域総合整備事業負担金が105万円の増などが主なところとなっております。以上のようなことから、普通建設事業全体で20億1,919万3千円、対前年度16億268万9千円、384.8%の非常に大きな増となっております。

次に、1行飛びまして扶助費でございます。

9億150万7千円、対前年度3,127万4千円、3.6%の増でございます。こちらは、障害者自立支援給付費が2,193万円の増、身障手帳4級及び療育手帳B所有者に対する町単体重度心身障害者医療給付の新設によります給付費が587万7千円の増、公定価格の見直しなどによりまして私立認定こども園施設給付費が339万7千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、補助費等でございます。

14億4,492万1千円、対前年度5,161万6千円、3.4%の減でございます。これは、国の消費増税に伴います低所得者や子育て世帯を対象とするプレミアム商品券事業が8,625万



円の増となった一方で、はしご車の整備が終了したことなどから、小豆地区広域行政事務組合負担金が8,805万円の減、また交付税算入病床数の減に伴いまして、小豆島中央病院企業団負担金が2,463万6千円の減となったことに加えまして、先ほど物件費のところでも申し上げたとおり、分析見直しによりまして予防接種委託料2,524万5千円を補助費から物件費に計上替えしたことが主な要因でございます。

次に、貸付金でございます。

2億5,938万2千円、対前年度7,450万2千円、40.3%の増でございます。こちらは、貸付見込み者数の変動によりまして、保健医療福祉関係職修学資金貸付金が60万円の減、高校大学等育英事業貸付金が1,704万円の減となった一方、厳しい経営が見込まれます小豆島中央病院企業団への貸付金9,214万2千円を計上したことが主な要因でございます。

次に、2行飛びまして公債費でございます。

12億34万5千円、対前年度2,840万7千円、2.4%の増でございます。こちらは、低金利の恩恵によりまして、利子償還額が減少する一方で、地方債残高の増嵩に伴いまして、元金償還額が増加したものでございます。以上が性質別分類による主な増減でございます。一般会計の歳出合計は97億5,400万円、対前年度18億2,100万円、23%の増でございます。

表の下段に記載のとおり、義務的経費、人件費、扶助費、公債費が該当いたしますが、こちらは扶助費や公債費が増となったものの、退職手当組合負担金の減などによりまして、人件費が減となったことから、比較的小さな変動となっておりますが、一般廃棄物最終処分場整備事業や都市下水路整備事業などによりまして、投資的経費が大幅に伸び、その他の経費についても旧内海庁舎の解体撤去事業や小豆島中央病院企業団への貸付金などによりまして、伸びているというのが概況かと思えます。

今後の財政運営でございますが、本町はこれまで有利な地方債の活用を徹底してまいりましたので、各種財政指標は現時点では健全な水準を維持しております。しかしながら、一般廃棄物最終処分場整備事業、植松都市下水路整備事業や草壁地区改良住宅外壁改修事業など、来年度、再来年度と投資的事業の規模が非常に大きい状況が続くことになっております。こうしたことから、今後の財政運営につきましては、中期財政計画や集中改革プランをもとに行財政改革を推進し、より一層効率的な行財政運営の実現に努めることはもちろんでございますが、国、県の動向を注視しながら、補助金や有利な地方債を最大限に活用いたしまして、実質的な財政負担を軽減するとともに、将来に備えて可能な限り基金残高の維持に努めることが重要と考えるところでございます。以上、簡単ですが、議案第16号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（谷 康男君） 次、日程第21、議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 議案第17号平成31年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の7ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,294万3千円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借り入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

179ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税でございます。平成30年度に国保税率の引き上げを行いましたが、平成31年度は同じ税率でございます。被保険者数の減少等によりまして、保険税は前年度より1,917万2千円減の2億8,771万9千円を計上しております。

次に、181ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として、前年度から2万円増の10万円を計上しております。

3款1項県負担金につきましては、特定健康診査等負担金532万9千円を計上しております。また、2項県補助金、1目保険給付費等交付金につきましては1億4,472万円減の14億9,462万9千円を計上しております。大幅に減額になっております理由として、保険給付に必要な費用につきましては、保険給付費等交付金として全額県から支払われることになっておりますが、その保険給付費が前年度よりも少なくなる見込みでございますので、それに連動しましてこの保険給付費等交付金も減額となるものでございます。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の利子として7万4千円を計上しております。

5款繰入金でございます。1項1目の一般会計繰入金は1億8,558万9千円を計上しており、前年度からは57万6千円の増となっております。1節の保険基盤安定繰入金から5

節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰り入れでございます。法定外繰り入れとなります6節の収支不足繰入金は、国保税の増額改定による激変緩和措置を講じた際の保険料の不足分額として1,750万円を計上しております。

2項1目の財政調整基金繰入金は、県に納める国民健康保険事業費納付金の増による保険料不足分として、1,860万5千円を計上しております。

続きまして、183ページをお願いいたします。

6款繰越金、7款諸収入は前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

187ページをお願いいたします。

1款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費等で1,150万6千円を計上しておりまして、前年と比べ187万7千円の減となっております。

次に、2款保険給付費でございます。平成31年度は14億5,735万1千円を見込んでおり、前年度と比べ1億5,153万4千円の減となっております。これは、過去の医療費動向及び被保険者数の減少から判断し、一般被保険者に係る医療費の減少を見込んだものでございます。

続きまして、191ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、前年度と比べ706万1千円の増の4億5,437万6千円を計上しております。これは、国保の広域化に伴い、県が示す納付金の額を1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分けて納付するものでございます。

4款保健事業費は6,108万円を計上し、特定健康診査や医療費適正化事業、健康づくり事業を実施することとしております。

続きまして、195ページをお願いいたします。

5款基金積立金は、財政調整基金積立金の利息分でございます7万4千円、6款公債費につきましては前年度と同額でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、退職被保険者数の減や過去の実績をもとに減額としております。

2項延滞金につきましては、前年度と同額でございます。

次のページ、197ページをお願いいたします。

3項1目直営診療施設勘定繰出金の454万8千円につきましては、小豆島中央病院で実施しております健康管理事業分を計上しております。

8 款予備費は昨年度と同額の300万円を計上しております。以上、歳出合計は前年度に比べ1億4,410万1千円減の19億9,294万3千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第22、議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計の内容の説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（岡本達志君） 議案第18号平成31年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の10ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,250万5千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

205ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、前年度と比べて354万円増の2億1,205万6千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として、前年度と同額を計上しております。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金1,195万9千円、徴収費など町の事務経費として総務費繰入金533万4千円を計上しております。

また、2目に保険基盤安定繰入金として、県の補助を受け、低所得者の保険料軽減のため、6,260万5千円を計上しております。

4 款繰越金は名目計上です。

5 款諸収入は前年度と同額としております。

次の国庫支出金は廃止科目でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

209ページをお願いいたします。

1 款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費でございます。1 項 1 目一般管理費は後期高齢者医療システムサーバーのOS更新に伴うバージョンアップに係る費用、及び更新後のシステム利用料の増により、前年度と比べ95万9千円増の260万1千円を計上しております。

2 項 1 目徴収費は、前年度に比べ171万円の減の268万 4 千円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億8,662万円を計上しております。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、前年度より60万 2 千円の減となっております。

3 款諸支出金、4 款予備費は昨年度と同額としております。以上、歳出合計額は前年度と比べ135万 3 千円減の 2 億9,250万 5 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 次、日程第23、議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第19号平成31年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の13ページをお開き願います。

第 1 条は歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億 5,576万 5 千円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による規定でございます。

第 2 条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

それでは、予算内容につきまして予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の216ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございますが、1 款保険料は第 1 号被保険者に係る保険料です。平成30年度以降の保険料の月額基準額は5,760円とし、保険料の設定は 9 段階としております。平成31年10月からの消費税率10%の引き上げにあわせて、低所得者に対する保険料をさらに軽減いたします。また、被保険者数の減少に伴いまして、保険料収入が減となっております。これに基づき算出しました保険料収入は 3 億9,593万円で、前年度と比べまして1,774万 9 千円の減となっております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明等手数料、督促手数料として、前年度と同額の 4 万 1 千円を計上しております。

3 款国庫支出金は、介護給付費に対する負担金を初め、調整交付金、総合事業調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金と介護保険システムの改修に係る補助金として 5 億2,734万 2 千円で、前年度と比べまして566万 7 千円の減となっております。

す。なお、保険者機能強化推進交付金につきましては、自立支援、重度化防止に向けて保険者機能を強化することを目的に国の新たな交付金として創設されたもので、平成31年度は320万円を見込んでおります。

4 款支払基金交付金につきましては5 億2,956万8 千円を見込んでおり、次のページになりますが、5 款県支出金につきましては2 億9,805万1 千円を見込んでおります。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金の利子として6 万円を計上しております。

7 款繰入金は、一般会計からの繰入金として2 億9,943万7 千円を計上しております。介護給付費地域支援事業に対する町の負担金と事務費等繰入金のほか、4 目低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計において国と県の負担金を受け、町の負担金と合わせて繰り入れを行うものでございます。

8 款繰越金は、前年度の繰越金として名目計上しております。

9 款諸収入につきましては、次のページ、220ページになりますが、2 項3 目の雑入に配食サービスを初めとして要支援や事業対象者に対する地域支援事業の利用料など、533万円を計上しております。以上、歳入合計は対前年度3,554万1 千円減の20億5,576万5 千円としております。

次に、歳出でございます。

222ページをお願いいたします。

1 款総務費は3,563万8 千円を見込んでおり、前年度に比べまして197万1 千円の減となっております。

次のページ、224ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は19億1,035万円を見込んでおります。要介護認定者数はここ数年ほぼ横ばいで推移をしており、介護施設についてもほぼ充足しているものと考えておりますが、特養などの施設介護サービス給付費が思ったほど伸びなかったことから、前年度に比べまして3 千万円の減となっております。

次のページ、226ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費は、介護予防、健康づくりのための事業費やホームヘルプなど日常生活支援のための事業費と地域包括支援センターの運営に係るものでございます。通所型サービス事業である介護予防運動教室の利用者が減になったため、前年度に比べまして179万円減の9,555万6 千円を見込んでおります。

少し飛びまして、232ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は、介護保険給付費の準備基金として積み立てるもので、1,357万円を

計上しております。

5 款諸支出金は、保険料の過誤納還付金など前年度と同額の15万 1 千円を計上しております。

6 款予備費も前年度と同様に50万円を計上しております。以上、歳出合計は対前年度3,554万 1 千円減の20億5,576万 5 千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第24、議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） 議案第20号平成31年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の16ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,098万円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の240ページをお願いします。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護の 2 つの事業の実施に係る会計となっております。

居宅介護支援、ケアプラン事業は介護サービスうちのみ、訪問介護、いわゆるヘルプ事業は昨年度から介護サービス小豆島の名称で事業を実施しております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス計画費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成に係る収入で。利用者の増加が見込まれることから、対前年度349万 1 千円増の3,934万 6 千円を見込んでおります。

2 目の居宅介護サービス費収入は、要介護認定者への訪問介護のサービス収入です。民間事業所の増加等により、利用者の分散が見られることから、対前年53万 9 千円減の1,648万 1 千円を見込んでおります。

2 項の介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者に対する町が実施する訪問型サービスに係る収入でございます。要介護認定者同様、民間事業所の増加等により、利用者の分散が見られることから、対前年度117万 7 千円減の255万 8 千円を見込んでおります。

3 項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担金で168万 8 千円を計上して

おります。

2 款使用料及び手数料は、要介護認定調査に係る手数料で、名目の 1 千円を計上しております。

3 款財産収入は、財政調整基金の利子でございます。

4 款寄付金は、2 つの事業で 3 千円を計上しております。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者負担の軽減制度に対する介護保険事業特別会計からの繰入金 5 万円を計上しております。

242 ページをお願いします。

2 項基金繰入金は、収支不足額 791 万 7 千円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6 款繰越金は、前年度繰越金として 1 千円を計上しております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は障害者居宅介護事業に係る収入で、対前年度 66 万 9 千円減の 291 万 4 千円を計上しております。

2 項雑入は、2 つの事業で 3 千円を計上しております。

次に、歳出の説明になります。

244 ページをお願いします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は、要介護認定者へのケアプランの作成業務でございます。2 節給料から 7 節賃金と 19 節は職員 5 名と臨時及び嘱託職員 2 名の人件費でございます。9 節旅費から 14 節使用料及び賃借料は、事務費と電算システム、訪問車両に係る費用となっております。職員の定年退職、新規採用など人事異動により、対前年度 284 万 3 千円減の 4,104 万 1 千円を計上しております。

2 項訪問介護サービス事業費でございます。4 節共済費から次ページの 7 節賃金は、嘱託職員 6 名と登録ヘルパーの人件費でございます。9 節旅費から 27 節公課費までは、事務費と電算システム、訪問車両に係る費用となっております。嘱託職員 1 名の減少によりまして、対前年度 376 万 3 千円減の 2,992 万 1 千円を計上しております。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。以上、歳出合計は前年度と比較し 663 万 1 千円減の 7,098 万円となっております。以上、簡単ではございますが、議案第 20 号平成 31 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第 25、議案第 21 号平成 31 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。



○高齢者福祉課長（入倉哲也君） 議案第21号平成31年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書の19ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ580万円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による規定でございます。

それでは、予算内容につきまして予算説明書で説明させていただきます。

予算説明書の254ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款サービス収入は要支援者に対する介護予防サービス計画作成に対する介護報酬で、579万6千円を見込んでおり、前年度と比較して20万円の増となっております。

2款寄付金、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入は名目計上でございます。以上、歳入合計は対前年度20万円増の580万円としております。

次に、歳出でございます。

次のページ、256ページをお願いいたします。

1款サービス事業費は、人件費と事業の運営に係る経費でございます。2節給料から4節共済費までと19節負担金補助及び交付金は、介護予防サービス計画の作成に係る職員の人件費が主なものでございます。9節旅費から14節使用料及び賃借料と27節公課費は、事務費と電算システム、公用車の維持管理に要する経費でございます。以上、歳出合計は対前年度20万円増の580万円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第26、議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の平成31年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条では、業務の予定量を定めております。

1、利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28名、通所が25人。介護老人福祉施設入所、入所が60人、短期入所が4人でございます。2、年間の利用者数は、介護老人

保健施設入所、短期入所が9,633人、通所が5,400人。介護老人福祉施設、入所が2万1,082人、短期入所が1,171人を予定しております。3、1日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が26.3人、通所が22.5人。介護老人福祉施設入所が57.6人、短期入所が3.2人を予定しております。4、主要な建設改良費は、設備整備費200万円を計上いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款介護保険施設事業収益は4億6,245万6千円を予定しております。内訳は、第1項介護老人保健施設事業収益は1億7,365万1千円、第2項介護老人保健施設事業外収益は2,929万4千円、第3項介護老人福祉施設事業収益は2億5,412万5千円、第4項介護老人福祉施設事業外収益は538万5千円を予定しております。第5項特別利益は名目1千円を計上いたしております。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は4億6,400万6千円を予定しております。内訳は、第1項介護老人保健施設事業費用は2億2,233万円、第2項介護老人保健施設事業外費用は15万円、第3項介護老人福祉施設事業費用は2億4,037万5千円、第4項介護老人福祉施設事業外費用は15万円、第5項特別損失は1千円、第6項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は2千円で、負担金、補助金それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は、建設改良費200万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額199万8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費3億6,406万6千円と2、交際費30万円を定めるものでございます。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第22号平成31年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 次、日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

平成31年6月30日をもって人権擁護委員の山口眞理子氏の任期が満了となりますが、引き続き山口氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 上程議案集の78ページをお開きください。

人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、町長が議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります山口眞理子氏につきましては、2019年6月30日をもって1期3年の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてその職務に当たっていただきたく、委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

山口氏の略歴につきましては、79ページに記載しておりますので、紹介は省略いたします。

山口氏は、人格、見識とも高く、地域からの信頼も厚い方で、平成28年7月に人権擁護委員に就任して以来、人権相談、啓発活動など積極的に参加されております。このように、人権問題に熱意を持って活動されており、引き続き人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 以上で議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてから諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの提案理由の説明が終わりました。

これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日3月6日に行います。

以上で本日の日程を終了しましたので会議を閉じます。

次回は明日3月6日、午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後2時04分